

2021年度第2回 団体連絡会 議事次第

1. 日 時 2021年9月17日(金) 14:00~16:00

2. 開催形式 WEB形式(ZOOM ウェビナーを利用)

3. 議 題 (司会進行 事務局長 橘 豊)

(1) 挨拶

一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 専務理事 寺家 克昌

(2) 講演(質疑応答あり)

第1部 14:05~ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律について 並びに 福島復興補助金制度について

経済産業省 製造産業局 生活製品課 住宅産業室 室長 原田 富雄 様

第2部 14:35~ 「LEED 認証・WELL 認証の概要について」

一般社団法人グリーンビルディングジャパン

共同代表理事 木下 泰 様 (Eminence Partners 合同会社 代表者)

第3部 15:05~ ①「下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組について」

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課 企画係長 佐々木 大樹 様

15:25~ ②日本建材・住宅設備産業協会 自主行動計画改正について

一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 事務局長 橘 豊

15:35~ ③自主行動計画活用事例

一般社団法人日本サッシ協会 専務理事 坂口 治司 様

(3) 建産協からのお知らせ

・2021年度 第3回 団体連絡会の開催予定

第3回 2022年1月21日(金) 14:00~16:00

(配布資料)

- ◆ 団連 21-2-1 2021年度 第2回 団体連絡会 議事次第
- ◆ 団連 21-2-2 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律について並びに福島復興補助金制度について
- ◆ 団連 21-2-3 LEED 認証・WELL 認証の概要
- ◆ 団連 21-2-4 下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組について
- ◆ 団連 21-2-5 協力企業との適正取引の推進に向けた自主行動計画改正について(2021年3月振興基準による)
- ◆ 団連 21-2-6 住宅サッシの契約標準化への取り組み状況

以上

2021 年度第 2 回団体連絡会開催報告



2021 年 9 月 17 日(金)、2021 年度第 2 回団体連絡会が、建産協会議室にて 53 名が WEB、3 名がリアルで参加し開催された。寺家克昌専務理事による主催者挨拶の後、経済産業省生活製品課 原田富雄室長による「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律について並びに福島復興補助金制度について」、一般社団法人グリーンビルディングジャパン 木下 泰 共

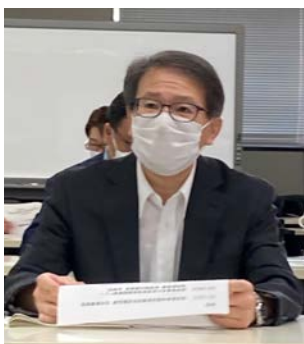
同代表理事による「LEED 認証・WELL 認証の概要について」、経済産業省中小企業庁取引課 佐々木大樹企画係長による「下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組について」、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 橘 豊 事務局長による「日本建材・住宅設備産業協会自主行動計画改正について」、一般社団法人日本サッシ協会 坂口治司専務理事による「住宅サッシの契約標準化への取り組み状況」と題する講演が行われた。



寺家克昌専務理事

■ 講演 1：「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律について並びに福島復興補助金制度について」*

講師：経済産業省 製造産業局 生活製品課 住宅産業室長 原田富雄氏



原田富雄氏

我が国は世界有数の森林国であり、森林資源は人工林を中心に蓄積が増加し、近年は毎年約 6 千万 m^3 ずつ増加しており、現在の総蓄積量は約 54 億 m^3 である。一方、我が国における木材供給量は、8,000 万 m^3 程度であり、そのうち国産材は 3,000 万 m^3 程度で、現在の自給率は 37.8% である。人工林の半数が 51 年生以上となり主伐期を迎えつつある中、「伐って、使って、植える」持続可能な森林経営のサイクルを構築することが必須である。そのためには、木材利用を促進し、山元へ再造林のための資金を還元することが必要である。

国や地方公共団体が率先して木材利用に取り組むことが重要との考えから、2010 年に「公共建築物等木材利用促進法」が成立した。法律の施行後、公共建築物の木造率は上昇傾向で推移し、

特に、国の基本方針において、積極的に木造化を促進することとされている低層（3階建て以下）の公共建築物について、2019年度の木造率は28.5%となった。一方で、民間建築物については、木造率の高い低層の住宅以外にも木材の利用の動きが広がりつつあるものの、非住宅分野や中高層建築物の木造率は低位にとどまる。また、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進めることが必要不可欠である。

こうしたことを背景として、第204回通常国会において、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、2021年6月18日に公布された。今般の改正により、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変更された。また、木材の利用の促進に取り組む対象が、公共建築物等から民間建築物を含む建築物一般に拡大され、「建築物木材利用促進協定」制度も創設される。これは、国や地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できるという仕組みであり、国や地方公共団体は協定締結事業者に対して必要な支援を行うものである。この他、政府における推進体制として、農林水産省に「木材利用促進本部」を設置し、基本方針の策定を行う。さらには、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」として法定化し、国等は普及啓発の取組を行う。

2011年3月11日に発生した東日本大震災、及びこれによる東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県内の被災した市町村のGDPは、原発から離れた地域では震災前に戻ったところもあるが、原発に近い地域では震災前には戻っていない。浜通り15市町村の企業立地件数は、2021年3月末時点で384件、雇用創出数は4,518人まで拡大しているが、まだ立地件数の少ない市町村も存在している。こうした状況を踏まえ、福島県へ企業立地するための様々な支援制度がある。

補助金の一つである、自立・帰還支援企業立地補助金は、2021年の公募が9月28日で締め切られるが、これは毎年行われる。また、税制については2021年から新設された税制（イノベ税制、風評税制）等があるので、これらの活用も検討が望まれる。

■ 講演2：「LEED 認証・WELL 認証の概要について」

講師：一般社団法人 グリーンビルディングジャパン
共同代表理事 木下 泰氏



木下 泰氏

一般社団法人グリーンビルディングジャパン(GBJ)は、グリーンビルディング、すなわちサステイナブルな建物環境や地域コミュニティ環境の日本での推進のために、2013年に設立された。現在、70社を超える法人会員と多くの個人会員が加盟している。

グリーンビルディング第三者認証は、新築建物設計において環境性能を測定するツール(評価指標)としてスタートし、その後、企業保有不動産(CRE)のサステナビリティ評価ツールへと変容し、機関投資家の不動産投資におけるESG投資判断のツールへと進化した。

LEED(Leadership in Energy and Environmental Design)は、環境総合評価指標であり、建物環境から地球環境と人を見ている。USGBCによって立ち上げられた。

一方、WELL Building Standard は、人中心の建物指標であり、建物環境の中にいる人を見ている。当初 Delos 社により立ち上げられ、その後 International Well Building Institute (IWBI) によって展開されている。

LEED は、グリーンビルディング認証のデファクトスタンダードであり、世界 160 か国 79,000 以上のプロジェクト(総面積 13 億 9 千平方メートル (150 億平方フィート))が参加している。世界展開をする米国企業が海外での進出にあたって LEED 認証を条件とするケースが多かったため、海外への展開が進んだ。その後、東アジア、特に中国での認証数が急速に増加し、中国での主要なグリーンビルディング認証システムとなった。米国の大手機関投資家は、不動産投資のサステナビリティを測定するための主要なツールとして LEED を利用している。

WELL は建物環境の中にいる人々の健康とウェルネスに注目した建物認証制度であり、設計・建設・運用のベストプラクティスとエビデンスに基づいた医学的及び科学的研究の組み合わせで認証する制度である。日本国内でも、健康経営、働き方改革といった流れの中で、方向性や達成度をグローバルなスタンダードで見える化できるツールとして注目を集めている。世界 75 か国の 12,921 プロジェクトが登録・予備認証・認証済であり、日本国内では合計参画プロジェクト数が 61 件である。

世界中の機関投資家が運用にあたって ESG 要素を最も重要な投資判断項目とし始めており、世界で、また日本においても、LEED 認証、WELL 認証は今後益々拡大していくと予想される。

■ 講演 3-1：「下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組について」*

講師：経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課
企画係長 佐々木大樹氏

中小企業の取引適正化をめぐる重点 5 課題は、「価格決定方法の適正化」「支払条件の改善」「型取引の適正化」「知的財産・ノウハウの保護(2020 年 6 月追加)」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止(2020 年 6 月追加)」である。

2021 年 8 月時点で、下請けガイドラインは 18 業種が策定、自主行動計画は 17 業種 51 団体が策定済みとなっている。自主行動計画は策定して終わりではなく、PDCA サイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていくことが重要である。また、下請け中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけでなく、他の業種にも自主行動計画の取組を広げていくことが必要である。

下請中小企業振興法「振興基準」とは、下請中小企業振興法第 3 条により経済産業大臣が定める「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であり、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係等を具体的に提示したものである。この振興基準について、2021 年 3 月末に、「知的財産の取扱い」「手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善」「親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備」「フリーランスとの取引」について改正・施行された。この改正「振興基準」を踏まえ、産業界の自主行動計画の改訂要請等を行い、大企業・親事業者に対する一層の遵守の徹底を図る。

(※建産協ホームページ内の会員専用コーナーより関連資料がご覧いただけます。)

■ 講演 3-2：「日本建材・住宅設備産業協会 自主行動計画改正について」

講師：一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会
事務局長 橘 豊氏



橘 豊氏

建産協では、2019年10月に、建材・住宅設備産業における自主行動計画を策定した。その後、2020年10月に、会員企業に対し自主行動計画フォローアップ調査を実施し、2021年3月には、中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第13回取引小委員会にて調査結果の報告を行った。そして、2021年3月の下請中小企業振興法「振興基準」改正に準じ、9月に建産協自主行動計画の「知的財産の取扱い」「手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善」「親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備」「フリーランスとの取引」の部分について改訂を行った。

今後は、会員企業等に対し自主行動計画のフォローアップ調査の実施、調査結果のとりまとめ、経済産業省への報告を行う。また、個社の取組の改善や自主行動計画の見直しにも寄与することでPDCAサイクルを回していく。

■ 講演 3-3：「住宅サッシの契約標準化への取り組み状況」

講師：一般社団法人 日本サッシ協会
専務理事 坂口治司氏



坂口治司氏

住宅サッシ業界において、販売店の業務は基本的に納材業務であり、購買契約に該当する。ただ、これは建設業法の対象外であり、契約書締結等の法的強制力はなく、多くの販売店において契約の標準化ができていない現実がある。しかし、サッシ・ガラスの重量化による搬入工数の増加や現場調査・残材処理費用が新築に比して高いリフォームの拡大により、諸経費の負担が増えていることや、国策による社会保険加入促進、木造の官公庁物件の増加、インターネット商取引の拡大により、見積りの透明性が求められるように社会情勢が変化してきたことにより、住宅サッシの契約に関する取り決めに明確にすることが

必要になってきている。

こうした背景を踏まえ、日本サッシ協会では、2017年より契約標準化に向けた取組を開始した。すなわち、「商取引基本契約書・付帯条件の締結、明文化」「注文書の受領」「日本サッシ協会標準書式の見積書を活用した諸経費の見積計上、請求」を重点活動項目とし、販売店に対する講習会を実施してきており、2020年度までの4年間に1,468社、1,769名が受講した。

登録事業所の3割弱のサッシ販売店が受講したことになるが、サッシ業界全体の取組までには至っていない。また、毎年少しずつ改善しているが、そのスピードはまだ遅い。定着していくためには継続的な活動が必要であり、改善スピードを上げるには、個々の販売店の努力に依存する活動に加え、日本サッシ協会が後方支援活動を強化することも必要である。

また、この活動を加速させるためには、サッシ業界の活動から、建材・住宅設備産業全体の活動へ広げることが必要であり、今後は建産協の協力も得ながら進めていきたい。

建産協からの報告・他

- ・2021年度 団体連絡会の開催スケジュール
第3回 2022年 1月21日(金) 14:00～16:00